

第二節 昭和時代

第一項 農業

(1) 概況

經濟恐慌下 大正時代末期より昭和初年にかけて、農村は不況にあえぎ生活は苦境にたたされた。

の 農村 すなわち農産物の需要はまったく停滞し、加えて朝鮮、台湾など諸外国からの移入農産物は日をおって増加し、国内農産物価格は大幅に低落し、農業生産意欲は減退し、農村への疲へいは目を覆う状況となった。

そこへさらに世界恐慌の荒波をうけて、昭和五年には深刻な農業恐慌となり、農村生活はますます苦しく、農家収入は昭和初当にくらべ約六〇パーセントに下がった。

大口村の主要農産物であった米、繭の価格について、当時の状況をみるに、米価は大正一五年以降下落がつづき昭和五年大豊作（前年対比一一五％）を契機に一層安くなった。

統計資料によると、昭和四年（一九二九）名古屋の卸売米価は玄米一石（三等米）で二九円二八銭であったが、昭和六年（一九三一）には一八円二四銭と、大きく下落した。同時にそさい、タマゴなどの価格も大きく低下し、タマゴ一貫目（三・七五キログラム）二円余りとなった。

一方、繭についても事態は深刻であった。生糸の輸出が激減し、昭和五年三月には生糸価格が下落し、六月には

繭価も暴落した。

養蚕の生産額が農業総生産額のかんりの部分を占めていた大口村にとっては、大きな打撃であった。

生糸価格は昭和四年九月まで六〇キログラムあたり、一、三〇〇円以上保っていたが、昭和五年九月にはこれが五四〇円となり、明治三〇年以来の安値を記録した。

繭価も昭和四年の春蚕は貫あたり、七円三〇銭であったが、昭和五年の秋蚕では、一円八五銭となった。

このような恐慌の影響で、不景気がしだいに深刻化し、農業経営に対する意欲は減退した。

こうした中で経営の多角化、農産物加工の拡大、園芸畜産など副業的商品生産の増大、生産、出荷組合の整備などが進行し、農民の意欲向上が計られ、不況からの脱出に努力した。

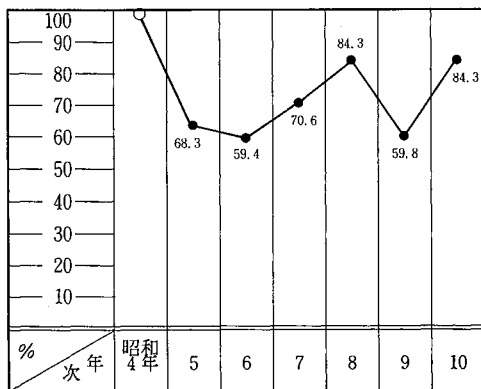
しかし、期待されたほどの効果はあがらず、農民生活は収入の減少とは逆に一般支出、税金の増加などにより、なお圧迫された。

当時の農業所得は県統計資料によると下の表のように大きく変化している。

(2) 農村経済更生運動の展開

不況に悩む農村経済の振興のため、昭和六年に「農村経済更生運動」が展開され、国、県の指導と相俟って大口村

図2-100 農業所得の推移



(注) 昭和4年を100.0として

においても積極的に取り組み、経営の多角化・自給肥料・飼料の増産、米麦の増収、支出の節減などの目標をかかげ、講演会、研究会がさかんに開かれ、生産意欲の向上につとめた。このような努力にもかかわらず、昭和九年九月の室戸台風による農作物の被害はかなり大きなもので、農家経済を一層圧迫した。

昭和八年ごろの大口村農家戸数は、一、二二六戸、内專業家は一、〇七〇戸、稲作付面積は六七九ヘクタール、総収穫量約一六、七六二石であった。

また養蚕家戸数は九三七戸、年間収繭量八四、七〇〇貫、桑園二七八町歩と記録されている。(大口村誌より)
多くの施策が打ち出されるなかで、昭和初年には各部落に農業実行組合が組織され、明治三九年に設立され、農業の発達を図ってきた大口村農会の指導・奨励をうけ、経済更生運動の進行とともに、その目的とする農事の改良、研究調査、農村生活の改善、会員相互の福利増進などに努力を重ねた。

(3) 各種実行組合の発生

養蚕実行組合は昭和六年にほとんどの部落に設立され、稚蚕の共同飼育、収繭の共同販売、資材の共同購入、各種の研究などを行い、養蚕振興にあたった。

なお、畜産熱が活発になり、豚、鶏の飼育がさかんになるにつれて、養豚、養鶏組合もしだいに設立され、事業推進に全力を注いだ。

(4) 小作争議

一方大正末期より農業社会の中で、大きくクローズアップされていた小作問題は、小作料の改定、小作契約の改善などをめぐって、各地で争議が発生する事態もあつたが、本村では秋田・豊田地区において争いが発生した。

小作人が組合をつくり、小作料金の減額をめぐる地主と対立し、ついに訴訟に持ち込み、判決によって解決をみた記録がある。

昭和三年一月に設立されたニッ屋昭和協調会は、これらの問題と積極的に取り組み、これらの根本的な改革を行うと同時に、各種農業団体の推進力となり、農家経済の向上につとめた。ニッ屋昭和協調会は地区内の地主・小作人・自作人三〇人余で構成し、地主三人・小作四人・自作二人の委員を中心に活動を推進していた。

こうして昭和初年における大口村の農業は、幾多の苦難を乗り越え、今日の立派な農業を築く基盤となったことを忘れてはならない。

(5) 農家と生産

このような状況下で農家戸数・面積・農産物の生産はそれぞれづきの表(イ・ロ・ハ・ニ・ホ)に示すようであった。

表2-48 (イ) 農家戸数、自作小作別

(大口村誌より)

種別	戸数	種別	戸数
地主	八	小作	四二八
地主兼自作	二四六	その他	一四八
自作	六九	合計	一、二二六
自作兼小作	三二九		

表-49 (口) 米 の 生 産

	作付面積 <small>㎡</small>	推定収穫高 <small>kg</small>	1反当り平均収量		
昭和 1年	556.5	11,886	2 ^反	1 ^斗	3 ^升
3	558.6	11,766	2	1	0
5	671.2	15,339	2	2	8
6	679.8	13,882	2	0	4
8	679.4	16,762	2	4	6
9	683.6	11,121	1	6	3
10	680.5	15,365	2	2	6
11	681.9	15,096	2	2	1

合 下 中 上 余 河 外 大 豊 秋 計 小 小 小 野 北 坪 屋 田 田 田 口 口 口 野 北 坪 敷 田 田	大字名	総面積 <small>ヘクタール</small>	自作地 <small>ヘクタール</small>	小作地 <small>ヘクタール</small>	自作地 <small>ヘクタール</small>	小作地 <small>ヘクタール</small>
一、 〇〇・五二 二 一六七・七八 一三〇・七三 七三・八四 八三・三五 六六・四五 一六・三八	大字名	二九・四五 六八・八一 一一・三八 一六・四五 七三・八四 八三・三五 八三・三五	二九四・〇八 三三六・三〇 三三六・三〇 二一八・三三 四一五・一一 三三三・一三 三三三・一三	四二一・一九 六二四・二六 六二四・二六 六二四・二六 六二四・二六 六二四・二六 六二四・二六	二〇〇・〇三 三一五・四三 一一五・四三 三〇四・三三 三〇四・三三 三〇四・三三 三〇四・三三	一八五・二二 三二七・七七 一七一・三七 二一七・三七 二一七・三七 二一七・三七 二一七・三七

表 2-51

(二) 大字別面積と自・小作地の内訳

甘大 根 種 子	大 采 粟 子	大 は だ か 豆	小 麦	大 米	品 目	面積 <small>ヘクタール</small>	收穫量	品 目	面積 <small>ヘクタール</small>	收穫量
一七・八八 一八・四六 二四・二二	一〇・一七 一七・七三 三三・六二	一〇・一七 一七・七三 三三・六二	一〇・一七 一七・七三 三三・六二	一〇・一七 一七・七三 三三・六二	ばいしよ	一〇・六六 一八・六二 二五・九六	一四・〇〇 一八・〇〇 一八・〇〇	ばいしよ	一〇・六六 一八・六二 二五・九六	一四・〇〇 一八・〇〇 一八・〇〇
三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	カキ ケ種 ラ	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六	カキ ケ種 ラ	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六
三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	ナツ ケ種 ラ	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六	ナツ ケ種 ラ	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六
三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	午 ね	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六	午 ね	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六
三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	人 参	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六	人 参	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六
三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	三五、 一〇〇・〇 一四七・八 一〇〇・メ	里 芋	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六	里 芋	一一・三七 一七・九六 二五・九六	一八・〇〇 二五・九六 二五・九六

表 2-50

(ハ) 各種農作物作付面積と収穫量

(大口村誌より)

表2-52 (ホ) 土地売買価格(地価) (昭和八年二月)

耕地	畑田	地目別		
		売買価格		
		上	中	下
		一、三〇〇円 一、四〇〇円	八〇〇円 八〇〇円	二九〇円 二九〇円
		(一〇アール)		

耕地賃貸価格(昭和八年二月)

田			畑		
最高	普通	最低	最高	普通	最低
一・四石	〇・九五石	〇・五石	一・二石	〇・七五石	〇・三石

(6) 畜産

昭和初年以來農家の副業として、しだいに増加する状況にあつた畜産は、農産物価格の低下の中にあつて、畜産別の組合活動により利益の増進が計られるようになった。

表2-53 家畜飼養頭数

年度	牛	馬	豚
昭和二年	一六頭	二六頭	二八〇頭
〃 三年	一七	二五	三五七
〃 四年	一四	二二	三七七
〃 五年	一六	一二	四三九
〃 六年	一七	一一	五七五

(7) 養蚕の様子

大口村の主要産業である養蚕は、昭和初期になると飼育は年間四回、すなわち春、夏、秋、晩秋蚕となり、その収入は米麦を上回るほどに伸展した。なお飼育量は少なかったが芽桑を利用して“五化性”という年間五回の飼育をする養蚕家もあった。

年間四回飼育する中で、夏蚕は病気が比較的多く、とくに注意を払ったが違作の発生

もみられ、全生産量のうち約六〇パーセントを春蚕で占めていた。

蚕室の畳を上げ、部屋各所に目張り（棚）を施し、メダイ（柵）を組み、マルザ、イアミを使用し、蚕具の消毒をし、蚕の飼育が行われた。

※ 飼育の順序（ケゴから上簇まで）

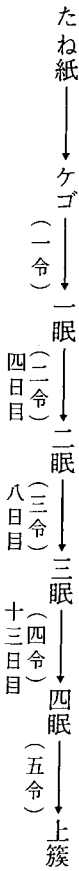


表2-54 養鶏羽数と飼養戸数

年度	十羽以上	五十羽以上	一百羽以上	羽数合計
大正一四年	三七〇	二一	三〇	三二一、〇〇〇
昭和元年	四五〇	一八	一七	四二二、二〇〇
〃二年	二七五	六二	四九	三九、三七六
〃三年	二九三	六七	五三	四四、五六四
〃四年	三三八	一三九	一八	三四、九六九
〃五年	四一八	一四一	二五	三五、九三〇
〃六年	四三九	一六〇	四八	二二、〇六七
〃七年	四五七	一五八	四八	二二、九〇五

(大口村誌より)

養蚕の時期

1	春蚕	五月 上旬	六月 上旬
2	夏蚕	七月 上旬	七月 下旬
3	秋蚕	八月 上旬	八月 下旬
4	晩秋蚕	九月 上旬	十月 上旬
	区分	掃立	上簇

一方、昭和六年

ごろになると、以

前から機運のあつ

た養蚕組合が部落

にでき、共同飼育、

繭の共同販売、各

種の研究会が積極的に実行されるようになってきたが、この頃、激しくなってきた世界的な経済恐慌は、生糸の輸出減少となり、糸価は大幅に暴落し、養蚕経営は縮少を余儀なくされた。

また昭和三、四年とつづいた晩霜は桑園に大きな被害をもたらした。当時の調査によると、全農家の約九〇パーセントが養蚕飼育にたずさわり、年間掃立総量約一八万八千グラム、この収繭量八万四千七百貫（約三二八トン）となっており、蚕繭が農家所得の中で重要な位置を占めていた。

また当時の反当り収繭量は、一八貫二〇〇匁（六八・二キログラム）で大正初期の一五貫八〇〇匁（五九・二キログラム）にくらべると収繭量は大幅に増加している。

表2-55 養蚕の状況

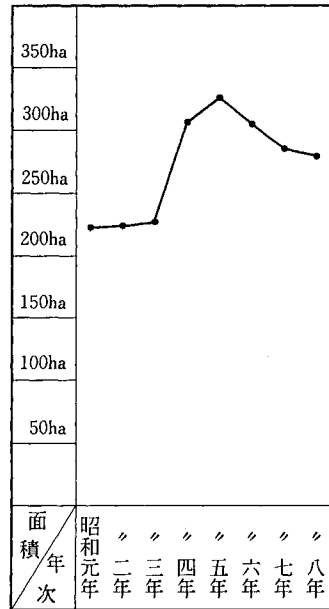
	養蚕戸数 (戸)	収繭量 (匁)	貫あたりの繭価格 (円)
昭和1年	997	94,973	7,77
3	1,019	65,460	5,26
5	1,871	71,741	6,12
6	1,008	74,656	2,76
8	937	84,187	4,79
9	938	76,619	2,27
10	927	82,921	4,32
11	931	74,135	4,87

(県統計書より作成)

表2-56 桑園面積

年次	面積	年次	面積
昭和元年	二二三、二	昭和五年	三二五、七
〃二	二二三、二	〃六	三〇四、七
〃三	二二四、〇	〃八	二八五、二
〃四	三〇六、〇	〃八	二七八、四

図2-101



(8) 農薬と肥料

昭和年代に入ると購入肥料が急速に増加し、全体の

約七〇パーセントを占め、中でも大豆粕・魚粕・カリンサン石灰が大半を占めている。また大正時代末期からしだいに多くなった輸入肥料（硫酸・加里）などが多く使用されるようになり、生産は大きな伸びを示した。

農薬は昭和初期において比酸鉛が使われるようになり、つづいて十年代になって銅剤・有機水銀剤・ボルドー液などが開発され、また、二三年ごろには有機合成農薬の使用も活発になった。

D・D・T、B・H・Cなどの殺虫剤が多く出回った。

(9) 農具の変せん

昭和時代になって農具の改良は一部でみられたものの人力によるものが多く、農作業のなかでとりわけ重労働であった麦田起しには、「麦田備中」が使用されて多少らくになり、一日に一反あるいは一反半の麦田を起こすようになった。

水稻の耕作（主に大ラチ、小ラチ）には柄の短い備中を使用した。

農具のなかで畑仕事に多く使った鋤は丸鋤と角鋤があり、麦田のうねづくりには欠くことのできない道具となっていた。鎌は、稲刈り用、草刈り用、ノコギリ鎌などがあり、それぞれ用途によって使い分けていた。ノコギリ鎌は麦刈りに使用した。

米・麦の脱穀には、マンガ（千歯コキ）が主に使用されていたが、昭和にはいると、足踏み脱穀機（輪転式）が使われ、作業能率も大いにあがった。粃すりはトウス（土臼）を使い、トウミで選別した。

動力による粃すり機は昭和初期になり各部落で一台か二台ぐらいを共同で購入した。また米つきはダイガラを使用することが多かつた。

(1) 農作物の供出

戦時下の農業 昭和一二年にぼつ発した日華事変は、農業の一大転換をもたらした。

すなわち食糧難時代となり、加えて農業生産資材の不足、労働力の低下、減少、さらに肥料の配給制の実施など農業生産は非常に苦しい事態となった。こうした中で昭和一二年には軍用米確保のために、米穀配給制が制定され、つづいて昭和一四年四月の米穀配給統制法、昭和一五年一〇月の米穀管理規則の公布により、米の供出制度は本格化し、かなりきびしい数量が各農家に割り当てられ、農家でも自家用米が十分確保できない状況となった。これにつづいて昭和一八年第二次世界大戦が始まるや、食糧増産の声は一段と高くなり、米の供出はさらにきびしくなり、雑穀による代替供出（生甘藷一五〇貫が米一石に相当した）まで実施された。

昭和一七年には食糧管理法が制定され、食糧の国家管理の強化がますます高まり、米麦のほか、いも類・雑穀・

でんぶんなど、主要食糧のほとんどが国の管理となった。したがって農家に対する食糧管理もますます強化されるとともに、農業資材、日常生活物資も少なくなり、生産は非常に苦しいものとなった。

当時大口村への米穀の供出割り当て数量は非常に多く、これが完納をめざしてきびしい割り当てがされた。幸い大口村では大きな紛争は起きていないが、米の供出をめぐる問題が起きたり、抗争まで発展した町村もあった。

こうした反面、供出意欲を図る目的で、完納者には日用品、とくに綿製品の特別配給も一時行われた。一方食糧増産の声はますます高くなり、農家は資材の不足にたえ、全力をあげて増産にまい進した。

道路や川堤に大豆や甘藷が栽培され、学校の運動場が麦や甘藷の畑になったのもこの時代である。

とりわけ昭和一九年になると、食糧事情は悪化し、農家にも節米が呼びかけられ、自家用保有米の一部供出が指示され、併せて麦・甘藷・大豆などの供出もさかんに実施された。干甘藷が航空用燃料とされたのはこの時である。

昭和二〇年、大戦の終局を迎え、農村生活も新しい時代を迎えるに至ったが、食糧難は解消されず、強権発動による米の供出が実施される反面「ヤミ米横行時代」となった。こうした事態はいっそう深刻となり、政府はこれが対策として、昭和二十一年二月、食糧緊急措置令を公布し、供出の完納を強力に指示するとともに、米買上げ価格も一石一五〇円から三〇〇円に引上げ、完納農家には肥料、酒、地下たびなどの物資を報奨として

米供出数量の推移

年 度	割当数量	供出数量	割 合
昭和25年	米 16.157	16.163	100.0
	麦 6.940	8.952	
27年	米 10.366	10.487	
28年	米 5.680	5.687	(不作)

市町村を通じて特配するなどの措置もとった。

(2) 信用組合と農業会

昭和一一年当時、大字九部落のうち余野、河島、下小口にそれぞれ小規模な信用組合が設立され、農家の便宜をはかっていたが、これを合併し、全町的な農業の振興をめざし、昭和一一年一二月「大口信用販売購買組合」が設立され、豊田の社本仁左エ門氏が初代組合長に就任し、地域農業の発展を策し、組合員の相互協力のもと、農業大口の基礎を確立した。

その後組合は時代の変遷に対応し、昭和一八年戦争がますます激化し、食糧増産体制の強化が進むなかで、農業団体の統合・整理が行われ、新しく「大口村農業会」となり、経済社会の発展に対処し、組合員の相互協力に

より、農業経営の合理化にあたったが、戦時体制下であり、ことに第二次世界大戦が始まってからの農村経済はしだいに強力な統制下におかれ、同時に農業会は国防国家体制の中で国策の推進機関として、貯蓄の増強、食糧増産とこれに必要な資材、肥料などの配給、農産物の集荷、供出などの業務遂行に全力を傾注した。

このようにして昭和一八年発足して以来、農業会は戦後農村の民主化の中で、昭和二二年農業協同組合法の公

表2-57 米 価 の 変 動

年 度	米価(1俵60kg)	備 考
昭和元年	15 ^円 03 銭	
5	10 08	世界大恐慌 まゆ相場暴落×当り 4円40銭
6	7 34	農村不況拡大 まゆ相場×当り 2円5 銭
10	10 90	
14	16 25	米価格②となる
16	16 50	米1日2.3合配給
18	18 42	
20	60 00	米1日2.1合配給
21	220 00	新円に切かえ 米1日2.5合配給
22	700 00	インフレ時代到来

布、そして昭和二三年四月の發展的解消をむかえるまでの、食糧統制の強化、そして敗戦、食糧危機、農地改革、農林インフレと目まぐるしい変動をのりこえ、わが大口の農業を守ってきた。

(3) 養蚕の様子（戦時下）

農業総生産額の約四〇パーセントを占め、現金収入の主要部分であった本村の養蚕は、昭和初期の経済恐慌の痛手をうけ、大きく減少するところとなり、ついで昭和一二年七月の日華事変の発生とともに、農業生産の重点が米・麦・甘藷など食糧増産におかれ、桑園の多くが麦畑、さつまいも畑に移行した。

このような状況は、その後第二次世界大戦が勃発した昭和一四年ごろ一時的に繭相場が上昇し、養蚕飼育の増大もみられたが、食糧増産のため大きな拡大はみられず、本村の養蚕復活には至らなかった。

さらに太平洋戦争が始まると同時に、深刻化した食糧不足を解決すべく食糧増産の旗印のもと、農作物の作付品目の規制が実施されたなかで、桑園はいよいよ食糧の生産へと移行した。

一方では開戦によって生糸の主要な海外市場を失い、養蚕事情は悪化し、転換を余儀なくされると同時に、繭は公定価格となり、販売も規制された。

また昭和一八年には、奨励金の交付をうけ、桑園の田畑転換が政策的に行われ、多くが麦畑、さつまいも畑になった。しかし戦後は経済の安定、貿易の振興により、絹製品が見直され、とくに輸出が活発になり、徐々に需要が伸び、養蚕も明るさを取り戻すこととなってきた。

戦後の農業

(1) 概況

昭和二〇年八月、戦争は終結したが、空襲にかわっておとずれた不安は食糧危機であった。幸い

本町は生産地であつただけに恵まれてはいたが、「空腹地獄十年」といわれ、都市部においては食糧難は言語に絶する様相を現わした。こうした状況のもとで昭和二〇年には、農村の「平和革命」と呼ばれた農地改革が実施された。

旧来の地主、小作人の封建的な関係をまず打破し、自作農家の創設をもつて農家経済の安定を計る目的で、第一次が施行されつづいて、昭和二年には第二次の改革が強力に遂行された。

この二次におよぶ改革で大口村は、田畑合わせて約四一二ヘクタールが小作農民に売渡されたと記録されている。こうして土地所有の關係は大きな変化をし、民主的かつ近代的な農村建設に向かつて前進の第一歩をふみだした。

これと同時に農業技術の改善、農産物の有利販売など農業収益増大のため、村当局、農業会が中心となり多くの施策をとつてきた。

戦後の混乱時代、食糧に対する国の施策は戦時中にも増して非常にきびしく、昭和二〇年二月には食糧緊急措置令が公布され、強権発動により米の供出が行われた市町村もあつた。幸いに大口村においては農家の協力により、こうした事態は起らなかつたが、米をはじめ食糧の供出は非常にきびしく、また割り当てについては多くの苦心が払われた。当時大口報はつぎのようにしるしている。

『昭和二十五年産米供出については、昨年四月食糧確保臨時措置法に基づく事前割り当てによつて、各農家にその割り当て數量を指示、爾来或は台風に或は病害虫にその防除対策を講じ、割り当て數量確保に懸命の努力を傾注された。一方災害による減額補正を当局に向かつて陳情したる處、当局より十一月中旬減額補正を認められ、農業調整委員会の議決を経て、十一月末日その補正割り当てが各農家に指示されたが、各農事組合長を始め組合員各位

の現下の情勢をよく認識せられ、一致協力一月十八日目出度く割り当て数量の完納を見るに至ったのは、誠に深く感謝する処であり、邦家の為御同慶に堪えない次第であります。

翻って国際情勢を見る時、朝鮮動乱は容易に解決を見ず、食糧事情の見通しもこの動きによって、変転すべき運命にあるものと思われ、益々食糧の増産は強化されるものと思惟せられるのであります。

昭和二十六年産米の生産目標も恐らく昨年のも三%内外の増産を要請される情勢にありますから各農家におかれましては、一路食糧増産に邁進されん事をお願いする次第であります。』

こうした反面「ヤ・ミ・米」もかなり多く出回ることとなり、米の相場はどんどん上がり一俵（四斗）五、〇〇〇円余となった。こうして昭和二四年までは食糧需給のもっとも不安定な時代がつづいたが、大口村の農家の経済は比較的よく、さらに一日も早く戦後の苦況を脱し、好況のおとずれる日をまつた。

昭和二五年になると、永年にわたり多くの試練にたえてきた大口村の各農家にも、本格的に光明が見えはじめ、さびしかつた食糧事情もしだいに緩和され、経済社会も好転し、国の施策も積極的となり、農業をとりまく環境は、大きな転換期に入った。

表2-58 農産物販売価格（自由販売価格）

品目	単位	昭和25年	昭和28年
白米	1升	111 ^円	187 ^円
押麦	〃	58	53
大豆	〃	106	103
タマゴ	中玉1個	11	13
野菜さつまいも	1貫目	33	35
〃ばれいしょ	〃	39	70
〃白才	〃	26	36
〃大根	〃	10	9
〃ねぎ	〃	36	63
〃人参	〃	49	90
〃午芻	〃	83	119

（統計書より作成）

表2-59 生産資材購入価格 (年間平均)

品名	品名	昭和25年	昭和28年
肥料 硫安	10貫目	760 ^円	900 ^円
〃 石灰窒素	6 〃	700	620
〃 ナタネ粕	10 〃	910	1,100
〃 魚粕	24 〃	4,900	5,500
農業D・D・T水和剤	500g	150	145
〃 B・H・C粉剤	3kg	—	205
農具 かま	1 丁	65	84
〃 くわ	1 丁	400	430
地下たび	1 足	280	290

業推進がなされ、近代農業への移行はすばらしい勢いであった。
 反面、都市近郊として好条件をそなえた大口村は、社会構造の変化と都市化にともない、耕地は年々大幅に減少し経営面積はますます小さく、兼業農家が増加した。

一方、作物は目立った変化がなく、水稻、麦、野菜などが主要作物であり、指導機関の充実とともにこれら生産量の増大に種々研究改良がなされるとともに肥料、農薬などの生産資材も多く開発され、増産に拍車をかけた。各種資材の購入価格は前表のようであった。

大口村においてもこれらに対応し、幾多の事業が実施され、農家も積極的に協力し、今日の基礎を堅固なものにしたといえよう。こうした時代の流れがもつとも顕著にあらわれたものに、農業の機械化がある。備中、鉾が動力耕運機となり、マンガが足踏脱穀機に、やがて動力脱穀機に、石うすが粃すり機と広く動力機械が導入され、共同作業も多く実施されるようになった。

昭和三〇、三一年ごろ大口村における主な農業機械の保有台数は、
 (イ) 動力耕運機 一六台 (ロ) 動力脱穀機 三八〇台
 (ハ) 粃すり機 五十五台であった。
 昭和三一年八月には、新農村建設地域の指定をうけ、多くの事

昔からつづけられてきた養蚕は、食糧増産のため桑園の多くがさつまいも畑となり、下火となっていたが、昭和二四年ごろになるとしだいに増加し、桑品種の改良、栽培方法、飼育方法が改善され、繭の増産が計られた。

昭和二四年には、組合も設立され、繭の販売に力を注ぎ、昭和三〇年には養蚕農家も七七六戸となり、大口村農家の約六〇%に当り、繭の年間取繭量も約十萬キログラムと、農家収入の中で重要な位置を占めると同時に、蚕の屋外飼育による省力化、繭の共販体制が確立した。

水稻栽培については、化成肥料の発達にともない、これが施肥について、また農薬も広範にわたり使用されるようになり、病害虫防除、除草について、いづれも収量、品質の向上をめざし研究がなされた。

畜産も消費動向の変化により需要が伸び、養鶏、養豚がしだいに増加し、專業的経営をめざす畜産農家も現われ畜産振興の基礎となった。

(2) 農地改革

敗戦後多くの民主化政策がとられ、わが国の政治・経済は大きく変化した。

こうした中で農地改革はもっとも重要な位置を占め、独占資本主義体制下における地主的な土地所有を改め、小作農を解放するもので、連合軍総司令部(G・H・Q)の命令でもあり、政府は積極的な推進に努力した。

昭和二〇年十月、政府が国会に提出した「農地調査法改正案」は、同年一二月議決され、翌二二年二月施行されることとなった。

これが第一次農地改革法であるが、その内容において批判が多く連合軍総司令部もこれはまだ地主保護的色彩が強、農地解放の趣旨に適合しないとして、再度指令を發し日本政府に回答を求めた。

しかし、この回答も受け入れられず、ついに総司令部は、昭和二十一年六月一六項目におよぶ勧告を日本政府に示した。

こうした事態に対して政府は、さきの第一次改革を断念し、第二次改革案の作成に着手し、七月には法案を国会に提出し、議会では審議を重ね一〇月これを可決した。

この第二次農地改革法案の要点はつぎのようである。

- 一、自作農創設のため国が農地を地主から強制的に買上げ小作人に売り渡す。これを二年間に行う。
- 二、対象となる農地は、不在地主はすべてとし、かつ在村地主は所有一町歩をこえる小作地および自小作合わせ三町歩をこえた部分の小作地。

三、対価は、田：貸賃価格の四〇倍（平均反当り七五七円六〇銭）

畑：　　〃　　〃　　四八倍（　　〃　　〃　　四四六円九八銭）

を最高とする。

四、買収・売渡しの業務は市町村農地委員会が計画し、都道府県農地委員会の承認を経て、知事が行う。

五、市町村農地委員は、小作五・地主三・自作三の割合で選挙によつて決定する。

この農地改革法はこうした内容のもと、昭和二十二年三月末日を第一回として実施されたが、買上げの公正をはかつて、その始期を昭和二十一年一月にさかのぼつて認めると規定されていた。

本県では、解放面積を多くするために国の規定よりも保有限度をきびしくした。「県農地史」によればつぎのように規定している。

表2-60

自作地 小作地	四四一町	四六%	八〇七町	八五%
	面積	割合	面積	割合
五〇八	五四	一五二	一五	
改革前		改革後		

さらに買収価格は平均反当価格
 田……七二五円（県平均七五五円）
 畑……五七二円（県平均五七四円）
 であった。

つぎに農地改革による自作、小作地面積は表のようになり、改革前とは大きく変化した。
 宅地…六一、二四一坪 総筆数一二、〇〇〇余であった。

本町において実施された解放農地面積は、田…二九九町九反 畑…一一二町二反
 といわなければならない。
 これまでつづいてきた封建的な農地制度は、この改革で完全に解体し、自作農が多数を占める農業社会の構造は
 確立し、地主と小作の関係は消滅し農家の生産意欲は一段と活発になった反面、大地主の受けた痛手も大きかった
 かなりの件数におよんだと記録されている。
 こうした基準によって農地の買収・売渡しが計画に基づいて実施されたが、なかには買収不服の異議申し立ても
 かなりあった。

- 不在地主所有の小作地は全部および在村地主所有の七反歩以上の小作地。（国は八反歩以上）
- 在村地主所有の七反歩以下の小作地であっても、自作小作合せて二町二反歩をこえる場合はその超過小作地。
- 耕作不適正と認定した人の所有する二町二反歩以上の自作地（国は二町四反歩以上）
- 耕作の目的に供していない農地
- 地主が自発的に買収を希望する農地。

(3) 農地委員会

農地改革推進の主軸であった農地委員会は、前述のように小作・地主・自作のそれぞれの代表者によって構成され、公選によるものとされていたが対立候補者がなく、第一回の委員会は、昭和二十二年一二月選ばれ、早速活動を開始した。

昭和二十二年一月第一回の大口村農地委員会が開かれ、会長の互選、規定の協議決定、つづいて第一回の買収計画の立案・検討に入り本格的に業務がスタートし、また農地の所有を明確にし、農地台帳の作成をもとに農地の買収・売渡しの適正を期すため各部落には補助員が設けられ、委員会との連絡を密にして改革事業の推進に大きく寄与することとなった。

本村では昭和二十二年より同二十五年まで一六回にわたり買収・買渡しが実施され、その面積は約三三〇町歩であった。こうして精力的に活動をつづけ農家経済の発展をめざしてきた農地委員会は、昭和二十六年に新たに農業委員会として、

表2-61 農地買収面積の推移

単位：ha

年度 \ 区分	田	畑	計
昭和22年	231.7	80.7	312.4
〃 23年	3.1	1.7	4.8
〃 24年	6.9	4.9	11.8
〃 25年	2.3	0.8	3.1
計	244.0	88.1	332.1

より民主的・近代的な農林建設に向かつて、昭和二四年に制定された土地改良法など多くの定めにしたがい、土地改良あるいは交換分合を推進し、農業生産性の向上を図り、農家生活の充実に努力することとなった。

一、農作業と生活

概況

大正末期より昭和期になって、農産物価格の低下は農村の生活全般にわたって圧迫し、いよいよ苦難の道を歩むところとなった。

すなわち昭和五、六、七年になって、そのピークに達した農村恐慌は、各地に小作争議の発生するところとなった。こうした中で生活の改善、簡素化は真剣に取組まれ、村・部落をあげて努力がなされた。同時に部落における隣保共同、相互扶助の精神が、大いに高揚された。

一方、都市における生活にくらべ、農村の生活は収入の大幅な減少で苦しいものであり、農家収入は都市部の平均収入を大幅に下回っていた。

この時代、本村ではほとんどが農家でしめられ、勤め人の家でも、多少の田畑をもち耕作していた。農業は、米・麦・養蚕が中心であった。

村内には日用品を売る店も少なく、買物は布袋、古知野、小牧、犬山、柏森など近郷の町でまかなう人が多く、徒歩あるいは自転車で行事をもたせた。

農耕地は少なく、したがって経営規模の小さい小作農家が多く、全般的に生活は質素であったが、この時代としては平均的な農村生活が営まれていたといえよう。

一方、日常の娯楽については、農作業に追われ、時間の余有がなかったため少なく、正月、お盆、祭礼などの遊び日に寺の境内や集会所で芝居、映画などを催し楽しむことが多かった。また将棋、囲碁などもさかんに行われた。

青年会では、剣道や角力などの競技会を年に二、三回開催した。

大正末期にはラジオ放送が始まり、地区で一、二軒ラジオを購入した。近所の人は遊び日にはそこへ集まり放送を楽しんだ。

農家の一年 昔から水稻栽培や養蚕を主体に伸

おもな農作業 展してきた本村の農業は、近年これをとりまく状況の変化とともに大きくかわった。

したがって、農家における主要労力とその配分、作業形体など今日とくに大きな変化が見られる。

ここでは大正時代から昭和時代の初期にかけて、農作業がどのように行われていたか、その状況を月別に表わしてみる。

一月

この時代には、農家では多くの農作業がこの

◇主要作物の生産ごよみ◇

		区分		月別
				1
	中○一番うない			2
	上○麦土 つか			3
	下○追肥 二番うない			4
		中○粃浸種		5
上○春		上○苗代づくり		6
上○蚕	中○麦刈り	中○粃ま		7
	下○麦脱	中○麦田おこし		8
上○夏蚕		上○田植		9
下○蚕		下○1田の草とり		10
上○秋		○2 3 4		11
上○蚕晩		中○ヒエ切り		12
上○蚕	下○			
	上○中まき(麦)	上○稲刈り		
	中○麦まき	中○稲刈り		
	下○うね作り(みみつけ)	下○脱調出	殺糞荷	

っているので、正月といつても休むひまがなかった。

すなわち、米の調整・俵づくりりそして出荷・受検などでいそがしく、また小作農家では年貢米の納入などが主なので、これがすむとやつと新しい年（旧正月）をむかえる準備をした。

二月

旧正月の月である。この時期に多くの農家では正月をむかえいろいろの行事をした。

旧正月がすむ頃になると、やや農閑期となるが、麦の耕作がある。またこの頃になると「土肥え」づくりのために田の土を引きこむ作業が多く行われた。

三月

年中で一番の農閑期であるが、下旬になれば夏野菜の種子をまく温床・さつまいもの苗床（台座づくり）などの準備をした。

また多くの家では、田から稲わらを取りこみ、夜長を利用して縄ない・俵編み・草履作りなど色々なわら細工を、また女子は糸引き・粉ひきなど「よなべ」（夜業）をした。

麦は追肥を施し、土上げをし豊作をまつた。

四月

採種用のレンゲ・ナタネ・大根種子などの花が咲き、水田をいろいろどり、桜の花も見ごろとなるが、中旬になるとそろそろ苗代の準備にかかる。

粃をよく精選してかめ・桶などに浸水した。

五月

この時期になるといよいよ本格的な作業がはじまる。上旬には八十八夜がおとずれ、苗代づくり、種子まきと大忙がしである。

苗代はほとんど水田である。苗田を起こし、細土にし、水を張り、四月に浸水しておいた粃種子をまく、これは部落によって定められた日があり、上・中旬に行われた。水稻の品種は京都旭、中京旭、愛知旭などであった。

またこの季節になると作物の生長が活発となり、野菜の種まき、里芋・さとうのきなどの植付けなどをした。養蚕は、春蚕の掃立てがあり、農作業は一段と活気をおびてくる。

六月

中旬になると入梅となり、しとしと雨の日が多くなるが、麦の収穫売渡し、そして田植えをむかえ、麦田起し、元肥の施肥作業など労働が激しくなり、食事は一日四回の家が多くなる。

下旬になると水田の畦に大豆（あぜ豆）をまいた、これはどの家でも女・子供の仕事にしていた。また春蚕が上旬に終わり繭の出荷をする。つづいて下旬には夏蚕の掃立てがあり、養蚕家は格別いそがしい月である。（夏蚕の掃立ては七月上旬の部落もあった。）

七月

上旬には、田植えが終わり、農休みがあり、各農家はぼた餅やご馳走をたべ、農作業を休んだ。

中旬になると、田の草取りが始まり、夏の炎天下、一日中腰をかがめての重労働がつづく。

また夏蚕が下旬には上簇する。一方、畑作ではナス、トマト、スイカなど果菜類の管理がおもな作業となる。

田植えは苗とりが女子、代かきが男子の仕事で、隣同志、親戚などで共同(モヤイと言った)して行う農家が多かった。

八月

この月は、田畑とも除草作業に追われる時期である。子供は夏休みであるが、草取りの手伝いをする。水田の管理は、一、二番の草取りに始まり、三、四番とつづき、畦の草刈り、水回りなどがあり、日照りがつづくところ、水争いもあつた。

下旬になると、大根、白菜などの秋野菜の種子をまいた。上旬になると秋蚕の掃立てがあり、養蚕家はいそがしく下旬になると上簇、出荷と休むひまもない。

九月

台風にくる季節となり、農家では日々天気予報に気を配る。

水稲、野菜など台風がくれば被害は大きく、これまでの苦勞が水の泡となる。

二十十日、二十一日にあたる日には、台風がこないように氏神さまへお参りをした。

家によつては、竹竿に鎌を結えて、屋敷の高い木にしばりつけ、台風が無事通過するように祈つた。

上旬になると晩秋蚕の掃立てをする家があり、十月上旬までいそがしい。

十月



図2-102 学校農場で田植作業をする児童

部落では、お祭りが行われる。台風がなければ稲穂が波打ち豊作であり、祭りの太鼓の音がこちよくひびく、楽しい月であり、のんびりする月でもある。

畑の多い地区では、下旬になると甘藷の掘りとりが始まる。上旬には晩秋蚕の繭出荷がある。

十一月

この季節になるとまた多忙になる、下旬には麦まきが始まり、つづいて中旬ともなれば、いよいよ稲の収穫が一斉に始まる。

稲刈り↓脱穀↓粃干し（家のおもてや道ばたでむしろ干しをした）↓手返し・折り着せ（粃がむらなく乾燥するよ
うに粃を一度よせて広げなおす。粃をむしろの中心によせてむしろを折りたたんで余熱乾燥をする）

稲の収穫が終わると、秋上げがある。収穫を祝いどの家でも「ぼた餅」をつくり、俵・農道具に供え、家中でたべ、また手伝ってもらった親戚などにも配る家もあった。

十二月

「粃すり」がどの部落でも始まる。粃すりは昭和初期には石油発動機が使用され、その後モーターも多く使用されるようになったが、各部落には一台か二台で順序をきめ、となり同志で共同して行った。

また大豆の収穫もこの時期に行い、自家用のみそ、たまりの原料に多く用いた。砂糖の木も収穫し、共同で砂糖づくりをする部落もあった。

そして一二月も二〇日をすぎるところになると、どの家でも家の内外の掃除をし、「もちつき」をして正月をむかえた。